

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例

平成四年九月三十日  
三重県条例第三十二号

改正	平成六年一二月二二日三重県条例第五 二号	平成九年三月二五日三重県条例第二 八号
	平成一一年三月一九日三重県条例第二 二号	平成一四年三月二六日三重県条例第三 二号
	平成一六年三月二三日三重県条例第三 三号	平成一七年六月二八日三重県条例第六 〇号
	平成一八年六月三〇日三重県条例第六 四号	平成一九年三月二〇日三重県条例第三 号
	平成一九年七月四日三重県条例第五 九号	平成二〇年三月二六日三重県条例第一 九号
	平成二四年三月二七日三重県条例第三 号	平成二六年三月二七日三重県条例第六 一号
	平成二七年三月二七日三重県条例第一 号	平成三一年三月一八日三重県条例第四 〇号

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例をここに公布する。

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例

（設置）

第一条 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図るため、三重県営鈴鹿スポーツガーデン（以下「スポーツガーデン」という。）を鈴鹿市に設置する。

（事業）

第二条 スポーツガーデンにおいては、次の事業を行う。

- 一 サッカー・ラグビー場、水泳場、庭球場、体育館、多目的広場、クライミングウォールその他の施設（設備を含む。以下「施設等」という。）を利用に供すること。
- 二 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興に係る研修及び指導を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業  
一部改正〔平成九年条例二八号・一七年六〇号・一八年六四号・一九年五九号・二四年三号〕

（指定管理者による管理）

第三条 スポーツガーデンの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、主としてスポーツガーデンの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

全部改正〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成一九年条例三号・二四年三号・二七年一号〕

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 スポーツガーデンの施設等の利用の許可等に関する業務
- 三 第十八条第一項に規定する利用料金の収受等に関する業務

四 スポーツガーデンの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

五 前各号に掲げる業務のほか、知事がスポーツガーデンの管理上必要と認める業務  
追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

一 スポーツガーデンの事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類  
追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、スポーツガーデンの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、スポーツガーデンの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

四 事業計画の内容が、スポーツガーデンの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 知事は、前項の規定により審査した結果、スポーツガーデンを最も効果的に管理することができるものと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(選定委員会)

第六条の二 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、スポーツガーデンの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成一九年条例五九号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(指定等の告示)

第七条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。

二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 知事は、第十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成一九年条例五九号・二四年三号〕

(協定の締結)

第八条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

一 スポーツガーデンの管理に関する事項

二 次条に規定する事業報告書に関する事項

三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

五 県が支払うべき管理費用に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

一 スポーツガーデンの管理の業務の実施状況及び利用状況

二 第十八条第一項に規定する利用料金の収入の実績

三 スポーツガーデンの管理の業務に係る経費の収支状況

四 前三号に掲げるもののほか、スポーツガーデンの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(業務状況の聴取等)

第十条 知事は、スポーツガーデンの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(知事による管理)

第十一条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により知事が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。

3 第十九条から第二十一条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第十九条から第二十一条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(利用時間)

第十二条 スポーツガーデンの施設等の利用時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

一部改正〔平成一七年条例六〇号・二四年三号〕

(休業日)

第十三条 スポーツガーデンの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休業日を定めることができる。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）

二 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(利用の許可)

第十四条 スポーツガーデンの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 スポーツガーデンの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条

第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。)の利益になると認められるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、スポーツガーデンの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、スポーツガーデンの管理上必要があるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

一部改正〔平成一一年条例二二号・一七年六〇号〕

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十五条 前条第一項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、スポーツガーデンの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成一七年条例六〇号〕

(利用者等に対する指示)

第十六条 指定管理者は、スポーツガーデンの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者(第二十三条において「利用者等」という。)に対し必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成一七年条例六〇号〕

(利用の制限等)

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四 暴力団の利益になると認められるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 六 公益上必要があると認められるとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、スポーツガーデンの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したスポーツガーデンの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(利用料金の収入)

第十八条 指定管理者は、スポーツガーデンの施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一四年条例三二号〕、一部改正〔平成一七年条例六〇号〕

(利用料金の納入)

第十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(利用料金の減免)

第二十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(利用料金の返還)

第二十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりスポーツガーデンの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(原状回復義務)

第二十二条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられ

たときは、その管理を行わなくなったスポーツガーデンの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例六〇号〕、一部改正〔平成二四年条例三号〕

(損害賠償義務)

第二十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりスポーツガーデンの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(秘密保持義務)

第二十四条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、スポーツガーデンの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

追加〔平成一七年条例六〇号〕

(規則への委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一四年条例三二號・一七年六〇号・二四年三号〕

附 則

この条例は、平成四年十月一日から施行する。ただし、第三条から第十条まで、第十二条及び第十四条の規定は、同月十一日から施行する。

附 則 (平成六年十二月二十二日三重県条例第五十二号)

- 1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年三月二十五日三重県条例第二十八号)

この条例は、平成九年七月十二日から施行する。ただし、別表の一の表の規定は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年三月十九日三重県条例第二十二号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月二十六日三重県条例第三十二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、(中略)第三条のうち三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例中第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に一条を加える改正規定(第十一条第二項に係る部分に限る。)及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 公布の日からこの条例の施行の日の前日までの間における三重県営総合競技場、三重県立鈴鹿青少年センター及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの施設(設備を含む。)の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十六年三月二十三日三重県条例第三十三号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年六月二十八日三重県条例第六十号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定及び別表に第四号の表を加える改正規定は平成十七年九月一日から、附則第五項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に三重県営鈴鹿スポーツガーデンの使用の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に改正前の三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例(附則第五項において「新条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施

行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成十八年六月三十日三重県条例第六十四号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）

（出納長等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十九年七月四日三重県条例第五十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第十九号）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 改正後の別表の一から別表の四までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月二十七日三重県条例第三号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第六十一号）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第三条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定、第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定及び第五条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

注 右の附則第二項により、改正前の条例中なおその効力を有する部分

（指定管理者による管理）

第三条

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてスポーツガーデンの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第四十号）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行す

る。

- 2 この条例の施行の日前において、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

別表（第十一条、第十八条関係）

一 スポーツガーデンのサッカー・ラグビー場

(一) 施設

区分				金額（円）	
				午前九時から 午後五時まで	午後五時から 午後九時まで
メインサッカー・ラグビー場	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	一一、一一〇	一二、九六〇
			その他の者	一四、八一〇	一七、五九〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一四八、一二〇	一七五、八八〇	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	三、七〇〇	四、三二〇
			その他の者	四、九四〇	五、八六〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一九、七五〇	二三、四五〇	
第一グラウンド				一、八五〇	
第二グラウンド				一、八五〇	
第三グラウンド				一、八五〇	一、八五〇
第四グラウンド				一、八五〇	一、八五〇
本部室				一、二四〇	一、五四〇
第一会議室				二、一六〇	二、七八〇
第二会議室				一、二四〇	一、五四〇

- 備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。  
 二 午前九時から午後九時までを除く時間に施設を利用する場合の金額は、その時間の直前又は直後の金額とする。  
 三 準備又は撤去するためにメインサッカー・ラグビー場又は第一グラウンドから第四グラウンドまでを利用する場合の金額は、それぞれメインサッカー・ラグビー場の項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツに利用する場合」又は第一グラウンドから第四グラウンドまでの項に掲げる金額とする。  
 四 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。  
 (一) 小学校就学前の者  
 (二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者  
 五 本部室、第一会議室又は第二会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たり百円を加算した額とする。

(二) 設備

区分			金額（円）
メインサッカー・ラグビー場	電光掲示板	アマチュアスポーツに利用する場合	三七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、二四〇
	照明灯	アマチュアスポーツに利用する場合	一四、四〇〇

		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二四一、七一〇
	放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、一三〇
第三グラウンド	照明灯	アマチュアスポーツに利用する場合	八、二二〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一三七、八二〇
第四グラウンド	照明灯	アマチュアスポーツに利用する場合	八、二二〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一三七、八二〇

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

## 二 スポーツガーデンの水泳場

### (一) 施設

#### イ 専用利用の場合

区分		金額（円）	
メインプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	七七、一四〇
		その他の者	一五四、二八〇
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	七、七二〇
		その他の者	一五、四三〇
サブプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	六七、八八〇
		その他の者	一三五、七七〇
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	六、七九〇
		その他の者	一三、五八〇
飛込みプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	四六、二八〇
		その他の者	九二、五七〇
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	四、六三〇
		その他の者	九、二六〇
第一会議室			一、五〇〇
第二会議室			一、五〇〇
第三会議室			一、五〇〇

備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 準備又は撤去するためにメインプール、サブプール又は飛込みプールを利用する場合の金額は、それぞれメインプールの項、サブプールの項又は飛込みプールの項における「入場料を徴収しない場合」に掲げる金額とする。

三 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(一) 小学校就学前の者

(二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

四 第一会議室、第二会議室又は第三会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たり百円を加算した額とする。

#### ロ 個人利用の場合

区分		単位	金額（円）
メインプール、サブプール、飛込みプール及びトレーニングルーム	児童生徒等	一人一回につき	二四〇
	その他の者	一人一回につき	五六〇

備考 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

- 一 小学校就学前の者
  - 二 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- (二) 設備等

区分		単位	金額 (円)
電光掲示板	入場料を徴収する場合	一時間につき	二四、六八〇
	入場料を徴収しない場合	一時間につき	二、四七〇
放送設備	入場料を徴収する場合	一時間につき	一、一三〇
各種競技用器具一式	入場料を徴収する場合	一日につき	四、九四〇
	入場料を徴収しない場合	一日につき	四、九四〇

三 スポーツガーデンの庭球場

(一) 施設

区分			金額 (円)
センターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 二、九九〇
			その他の者 五、九七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	五九、二四〇
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 一、一三〇
			その他の者 二、二六〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	九、六七〇
シェルターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 一、二四〇
			その他の者 二、四七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二四、六八〇
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 四九〇
			その他の者 九九〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	四、九四〇
屋外コート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 九九〇
			その他の者 一、九五〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一九、七五〇
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等 三七〇
			その他の者 七四〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	三、一九〇
会議室			六二〇

- 備考 一 センターコート、シェルターコート又は屋外コートを利用する場合の金額は、一面一時間当たりの額とし、会議室を利用する場合の金額は、一時間当たりの額とする。
- 二 利用する時間が一時間に満たない場合は、一時間とする。

三 準備又は撤去するためにセンターコート、シェルターコート又は屋外コートを利用する場合の金額は、それぞれセンターコートの項、シェルターコートの項又は屋外コートの項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツに利用する場合」に掲げる金額とする。

四 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(一) 小学校就学前の者

(二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

五 会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たり百円を加算した額とする。

(二) 設備

区分		金額（円）	
電光掲示板	アマチュアスポーツに利用する場合	一二〇	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	九九〇	
照明灯	センターコート	アマチュアスポーツに利用する場合	一、二四〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一二、三四〇
	シェルターコート	アマチュアスポーツに利用する場合	二四〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二、三七〇
	屋外コート	アマチュアスポーツに利用する場合	二四〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二、〇六〇
放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、一三〇	

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

四 スポーツガーデンの体育館

(一) 施設（会議室を除く。）

イ 全部利用の場合

区分		金額（円）
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合	六、九九〇 (八、八五〇)
	入場料を徴収しない場合	二、三七〇 (二、九九〇)
営利を目的として利用する場合		五八、三二〇 (七二、九三〇)
その他の催物に利用する場合	入場料を徴収する場合	三四、九八〇 (四三、八二〇)
	入場料を徴収しない場合	一一、六三〇 (一四、六一〇)

備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 ( ) の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。

三 準備又は撤去するために施設等を利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツに利用する場合」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。

ロ 部分利用の場合

区分		金額（円）
一 競技種目一面又は一台につき	児童生徒等	五七〇
	その他の者	一、一八〇

- 備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。  
 二 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。  
 （一） 小学校就学前の者  
 （二） 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者  
 ハ 個人利用の場合

区分		金額（円）
トレーニングルーム	高校生及びこれに準ずる者	七〇
	その他の者	一五〇

- 備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。  
 二 その他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。  
 （二） 会議室

区分		金額（円）
会議室		六四〇 (九〇〇)

- 備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。  
 二 ( ) の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。  
 （三） 設備

区分		金額（円）
設備及び器具一点又は一式につき		一九、五四〇

- 備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

五 スポーツガーデンの多目的広場  
施設

区分	単位	金額（円）
多目的広場	一時間につき	二、〇六〇

六 スポーツガーデンのクライミングウォール  
施設

区分	単位	金額（円）
クライミングウォール	一時間につき	一、五四〇

注 次の別表は、平成三一年一〇月一日から施行

- 一 スポーツガーデンのサッカー・ラグビー場  
 （一） 施設

区分			金額（円）	
			午前九時から 午後五時まで	午後五時から 午後九時まで
入場料を徴	アマチュアスポ	児童生徒等	一一、三一〇	一三、二〇〇

メインサッカー・ラグビー場	収める場合	ーツに利用する 場合	その他の者	一五、〇八〇	一七、九一〇
		アマチュアスポーツ以外に利用 する場合		一五〇、八六〇	一七九、一三〇
	入場料を徴 収しない場 合	アマチュアスポ ーツに利用する 場合	児童生徒等	三、七六〇	四、四〇〇
		アマチュアスポーツ以外に利用 する場合		五、〇三〇	五、九六〇
第一グラウンド				一、八八〇	
第二グラウンド				一、八八〇	
第三グラウンド				一、八八〇	一、八八〇
第四グラウンド				一、八八〇	一、八八〇
本部室				一、二六〇	一、五六〇
第一会議室				二、二〇〇	二、八三〇
第二会議室				一、二六〇	一、五六〇

備考 一 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 午前九時から午後九時までを除く時間に施設を利用する場合の金額は、その時間の直前又は直後の金額とする。

三 準備又は撤去のためにメインサッカー・ラグビー場又は第一グラウンドから第四グラウンドまでを利用する場合の金額は、それぞれメインサッカー・ラグビー場の項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツに利用する場合」又は第一グラウンドから第四グラウンドまでの項に掲げる金額とする。

四 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(一) 小学校就学前の者

(二) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

五 本部室、第一会議室又は第二会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たり百円を加算した額とする。

(二) 設備

区分			金額（円）
メインサッカー・ラグビー場	電光掲示板	アマチュアスポーツに利用する場合	三七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、二六〇
	照明灯	アマチュアスポーツに利用する場合	一四、六六〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二四六、一八〇
	放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、一五〇
第三グラウンド	照明灯	アマチュアスポーツに利用する場合	八、三七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一四〇、三七〇
第四グラウンド	照明灯	アマチュアスポーツに利用する場合	八、三七〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一四〇、三七〇

備考 金額は、一時間（一時間に満たない時間は、一時間とする。）当たりの額とする。

二 スポーツガーデンの水泳場

(一) 施設

イ 専用利用の場合

区分		金額（円）
	入場料を徴収する場合	児童生徒等 七八、五六〇

メインプール		その他の者	一五七、一三〇
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	七、八六〇
		その他の者	一五、七一〇
サブプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	六九、一三〇
		その他の者	一三八、二八〇
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	六、九一〇
		その他の者	一三、八三〇
飛び込みプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	四七、一三〇
		その他の者	九四、二八〇
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	四、七一〇
		その他の者	九、四三〇
第一会議室			一、五二〇
第二会議室			一、五二〇
第三会議室			一、五二〇

備考 (略)

ロ 個人利用の場合

区分		単位	金額 (円)
メインプール、サブプール、 飛び込みプール及びトレーニングルーム	(略)	(略)	(略)
	その他の者	一人一回につき	五七〇

備考 (略)

(二) 設備等

区分		単位	金額 (円)
電光掲示板	入場料を徴収する場合	一時間につき	二五、一三〇
	入場料を徴収しない場合	一時間につき	二、五一〇
放送設備	入場料を徴収する場合	一時間につき	一、一五〇
各種競技用器具一式	入場料を徴収する場合	一日につき	五、〇三〇
	入場料を徴収しない場合	一日につき	五、〇三〇

三 スポーツガーデンの庭球場

(一) 施設

区分			金額 (円)	
センターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	三、〇四〇
			その他の者	六、〇八〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	六〇、三三〇	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	一、一五〇
			その他の者	二、三〇〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	九、八四〇	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	一、二六〇	
		その他の者	二、五一〇	

シェルターコート		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		二五、一三〇
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	(略)	(略)
			その他の者	一、〇〇〇
屋外コート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		五、〇三〇
		アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	一、〇〇〇
			その他の者	一、九八〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		二〇、一一〇
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合		(略)
			その他の者	七五〇
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		三、二四〇	
会議室				六三〇

備考 (略)  
(二) 設備

区分		金額 (円)	
(略)		(略)	
電光掲示板		アマチュアスポーツ以外に利用する場合 一、〇〇〇	
照明灯	センターコート	アマチュアスポーツに利用する場合	一、二六〇
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一二、五六〇
	シェルターコート	(略)	(略)
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二、四一〇
	屋外コート	(略)	(略)
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二、〇九〇
放送設備		アマチュアスポーツ以外に利用する場合 一、一五〇	

備考 (略)  
四 スポーツガーデンの体育館  
(一) 施設 (会議室を除く。)  
イ 全部利用の場合

区分		金額 (円)
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収する場合	七、一一〇 (九、〇一〇)
	入場料を徴収しない場合	二、四一〇 (三、〇四〇)
営利を目的として利用する場合		五九、四〇〇 (七四、二八〇)
その他の催物に利用する場合	入場料を徴収する場合	三五、六二〇 (四四、六三〇)
	入場料を徴収しない場合	一一、八四〇

		(一四、八八〇)
--	--	----------

備考 (略)

ロ 部分利用の場合

区分		金額 (円)
一 競技種目一面又は一台につき	児童生徒等	五八〇
	その他の者	一、二〇〇

備考 (略)

ハ (略)

(二) 会議室

区分	金額 (円)
会議室	六五〇 (九一〇)

備考 (略)

(三) 設備

区分	金額 (円)
設備及び器具一点又は一式につき	一九、九〇〇

備考 (略)

五 スポーツガーデンの多目的広場

施設

区分	単位	金額 (円)
多目的広場	一時間につき	二、〇九〇

六 スポーツガーデンのクライミングウォール

施設

区分	単位	金額 (円)
クライミングウォール	一時間につき	一、五六〇

-----  
 全部改正〔平成一四年条例三二号〕、一部改正〔平成一六年条例三三号・一七年六〇号・一八年六四号・一九年五九号・二〇年一九号・二六年六一号・三一年四〇号〕